

平成24年 8月28日  
第2415号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目 次

### 告 示

- 漁業災害補償法による付保義務の発生（460・農業経済課）…………… 1
- 道路区域の変更（461・秋田地域振興局建設部）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（462・仙北地域振興局総務企画部）…………… 2

### 公 告

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（資源エネルギー産業課）2件…………… 2
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可（仙北地域振興局農林部）…………… 3
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部会計課）…………… 4

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（62）…………… 4
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（63）…………… 4

### 公安委員会告示

- 技能検定員審査の実施（75・運転免許センター）…………… 5
- 教習指導員審査の実施（76・運転免許センター）…………… 6
- 技能検定員審査の実施（77・運転免許センター）…………… 7
- 教習指導員審査の実施（78・運転免許センター）…………… 8

### 監査委員公告

- 秋田県公営企業会計の監査結果の公表…………… 9

## 告 示

### 秋田県告示第460号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する特定第2号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、公示する。

平成24年 8月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

加入区 の 名 称	漁 業 区 分
船川・脇本・船越・天王加入区	沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、小型底びき網漁業とえび・つぶかご漁業を併せ営む漁業若しくは小型底びき網漁業とべにずわいがにかご漁業を併せ営む漁業又は総トン数10トン未満の漁船により小型底びき網漁業とごち網を使用して営む漁業を併せ営む漁業

### 秋田県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年 8月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域

道路の種 類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
	旧	男鹿琴丘線	A 男鹿市脇本富永字太田1番3から角間崎字楢沢4番5まで	5.00~38.00	4.881

県 道	新	男鹿琴丘線	B	男鹿市脇本富永字太田1番3から脇本樽沢字大堤下21番2地先まで	17.50～47.00	2.164
			A	男鹿市脇本富永字太田1番3から角間崎字檜沢4番5まで	5.00～38.00	4.881
			B	〃	12.50～47.00	4.584

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年8月28日から同年9月10日まで

## 秋田県告示第462号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日  
平成24年7月30日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社佐々木建設  
大仙市強首字上野台97番地6  
代表取締役 佐々木 長 一  
秋田県知事許可（般-22）第10961号
- 3 処分の内容  
土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、さく井工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年7月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、さく井工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 入札に付する事項  
ロジウム粉末の売却処分

数 量	322.26 g
-----	----------

- 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所	期 間
秋田県産業労働部資源エネルギー産業課 エコタウン班（電話018-860-2287） 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号	平成24年8月28日（火）から同年9月6日（木）まで （土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から 午後5時まで

- 3 入札執行の場所及び日時

場 所	日 時
出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成24年9月10日（月） 午前11時

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

## 5 入札参加申込みに必要な書類等

## (1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

## (2) 法人の場合

法人登記事項証明書

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納付するものとする。

## 7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

## 8 その他

詳細に関しては、秋田県産業労働部資源エネルギー産業課（電話018-860-2287）に照会のこと。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

白金地金の売却処分

数 量	1,310.34 g
-----	------------

## 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所	期 間
秋田県産業労働部資源エネルギー産業課 エコタウン班（電話018-860-2287） 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号	平成24年8月28日（火）から同年9月6日（木）まで （土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から 午後5時まで

## 3 入札執行の場所及び日時

場 所	日 時
出納局財産活用課入札室（秋田県庁舎地階）	平成24年9月10日（月） 午前11時30分

## 4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

## 5 入札参加申込みに必要な書類等

## (1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

## (2) 法人の場合

法人登記事項証明書

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納付するものとする。

## 7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

## 8 その他

詳細に関しては、秋田県産業労働部資源エネルギー産業課（電話018-860-2287）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項により、秋田県仙北南部土地改良区から申請があった土地改良事

業（維持管理）計画の変更について、平成24年8月20日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。

平成24年8月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年8月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る契約の名称及び数量  
秋田県警察通信指令システム緊急配備指揮支援システム増設機器使用賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年8月2日
- 4 落札者の名称及び住所  
富士通りース株式会社 東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
- 5 落札金額  
月額 1,386,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成24年6月22日

### 選挙管理委員会告示

#### 秋選管告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年8月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,304

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

219,199

#### 秋選管告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年8月28日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

#### 選挙区別

秋田市	89,068
能代市山本郡	25,868
横手市	27,720
大館市	22,132
男鹿市	9,379
湯沢市雄勝郡	20,110
鹿角市鹿角郡	11,426
由利本荘市	23,739
潟上市	9,591

大仙市仙北郡	31,365
北秋田市北秋田郡	11,272
にかほ市	7,595
仙北市	8,401
南秋田郡	7,404

## 公 安 委 員 会 告 示

### 秋田県公安委員会告示第75号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成24年 8月28日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

#### 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型二種）
- (2) 技能検定員審査（中型二種）
- (3) 技能検定員審査（普通二種）

#### 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成24年10月5日（金）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

#### 3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続
  - ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を、技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者にあつては、中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（中型）を、技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。
  - イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成24年9月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

#### 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（二種）を受けようとする者は、21,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ21,850円から同表右欄の技能検定員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 （二種）に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,800円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,700円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,150円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,300円を減ずる	

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

## 秋田県公安委員会告示第76号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年8月28日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

## 1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型二種）
- (2) 教習指導員審査（中型二種）
- (3) 教習指導員審査（普通二種）

## 2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成24年10月5日（金）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

## 3 教習指導員審査の申請手続

## (1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（大型）を、教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（中型）を、教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証（普通）を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成24年9月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

## 4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査（二種）を受けようとする者は、12,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,850円から同表右欄の教習指導員審査（二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	教習指導員審査 （二種）に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,900円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,700円
備考	1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,400円を減ずる。 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,100円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。



## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

## 秋田県公安委員会告示第77号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

平成24年 8月28日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

## 1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
- (2) 技能検定員審査（中型）
- (3) 技能検定員審査（普通）
- (4) 技能検定員審査（大特）
- (5) 技能検定員審査（大白二）
- (6) 技能検定員審査（普自二）
- (7) 技能検定員審査（牽引）

## 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成24年10月5日（金）午前10時から
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

## 3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続
  - ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
  - イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。
- (2) 申請書の受付期間及び受付時間  
平成24年9月10日（月）から同月14日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

## 4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては、23,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ23,500円から同表中欄の技能検定員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては、19,650円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ19,650円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,500円から同表右欄の技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技 能 検 定 員 審 査 （大・中型）に係 る額	技 能 検 定 員 審 査 （普通）に係る額	技 能 検 定 員 審 査 （大・中・普通）以 外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,750円	1,300円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,000円	6,400円	2,200円
3 教則の内容となっている事項	2,100円	1,850円	2,100円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,100円	1,850円	2,100円

5	技能検定の実施に関する知識	2,250円	2,000円	2,250円
6	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	1,850円	1,950円	2,450円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,050円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,550円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては4,550円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては3,900円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては22,750円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては18,900円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,800円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

## 秋田県公安委員会告示第78号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年8月28日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

## 1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）
- (4) 教習指導員審査（大特）
- (5) 教習指導員審査（大白二）
- (6) 教習指導員審査（普自二）
- (7) 教習指導員審査（牽引）

## 2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成24年10月5日（金）午前10時から

- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

## 3 教習指導員審査の申請手続

### (1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

### (2) 申請書の受付期間及び受付時間



平成24年9月10日(月)から同月14日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

## (3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

## 4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては、15,000円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,000円から同表中欄の教習指導員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては、11,800円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ11,800円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては、9,450円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,450円から同表右欄の教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	教 習 指 導 員 審 査 (大型・中型)に 係る額	教 習 指 導 員 審 査 (普通)に係る額	教 習 指 導 員 審 査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,750円	1,300円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,450円	1,400円	1,500円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,350円	1,300円	1,150円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,200円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,200円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,350円	1,150円	1,150円

- 備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては8,600円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,100円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては3,850円を減ずる。
- 2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては3,000円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,500円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,550円を減ずる。
- 3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては14,300円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,050円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては8,700円を減ずる。

## (2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

## 5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

## 監 査 委 員 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成24年8月28日

秋田県監査委員 小 田 美恵子  
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦  
秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員
玉川発電事務所（現地監査）	平成24年7月12日	小 田 美恵子 大 山 幹 弥
秋田発電・工業用水道事務所 （現地監査）	平成24年7月12日	土 谷 勝 悦 阿 部 博 昭
公営企業課 大館発電事務所 玉川発電事務所 秋田発電・工業用水道事務所	平成24年7月13日	小 田 美恵子 土 谷 勝 悦 大 山 幹 弥 阿 部 博 昭

## 1 監査の対象

平成23年度秋田県公営企業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

## 2 経営の概況

## (1) 電気事業会計

## ア 売電電力量及び電力料金収入

鎧畑発電所ほか14発電所

売電電力量 422,475,453kWh

電力料金収入 3,399,366,010円

## イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	3,434,803,000	3,428,945,136		
支 出	3,285,370,831	3,116,997,447	0	168,373,384

資本的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	901,488,000	901,488,000		
支 出	1,832,736,469	1,761,134,442	1,007,431	70,594,596

資本的収入額（他会計からの長期貸付金償還金900,000,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額1,759,646,442円は、減債積立金130,870,447円、中小水力発電開発改良積立金7,310,789円、地域振興積立金9,428,000円、過年度分損益勘定留保資金1,560,395,785円及び当年度分消費税資本的収支調整額51,641,421円で補っている。

## ウ 経営成績

当年度の収益は3,266,784,787円、費用は3,006,478,519円で、差引き260,306,268円の純利益となっている。

## (2) 工業用水道事業会計

## ア 契約給水量、給水実績量及び給水料金収入

秋田工業用水道

契約給水量 56,436,988m<sup>3</sup>

給水実績量 49,880,726m<sup>3</sup>

給水料金収入 880,085,909円

## イ 予算の執行状況

収益的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	919,522,000	924,428,937		
支 出	783,913,000	713,497,418	0	70,415,582

資本的収支

(単位：円)

区分	予 算 額	決 算 額	繰越額	不用額
収 入	239,900,000	239,900,000		
支 出	820,630,000	535,770,915	279,497,950	5,361,135

資本的収入額（他会計からの長期貸付金償還金100,000,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額395,870,915円は、減債積立金325,114,620円、過年度分損益勘定留保資金63,671,113円及び当年度分消費税資本的

収支調整額7,085,182円で補てんしている。

ウ 経営成績

当年度の収益は880,546,543円、費用は676,700,206円で、差引き203,846,337円の純利益となっている。

3 監査の結果

(1) 財務に関する事務の執行等

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、適正に執行されていると認められた。

(2) 改善を要する事項

特に改善を要する事項はなかった。

(3) 要望事項

ア 電気事業会計

電気事業の推進に当たっては、『秋田県公営企業第Ⅱ期中期経営計画（平成22年度～平成26年度）』に基づき、発電施設の計画的な更新や効率的な業務の推進及び地域への貢献などに取り組んでいるが、東日本大震災の発生により再生可能エネルギーへの期待が高まっていることから、小水力発電の更なる推進を図るとともに、今後とも、一層の経営効率化に努め、電力の安定供給を図っていくことを要望する。

イ 工業用水道事業会計

工業用水道事業の推進に当たっては、『秋田県公営企業第Ⅱ期中期経営計画（平成22年度～平成26年度）』に基づき、安定供給の強化や料金単価の維持及び収益性の向上などに取り組んでいるが、今後とも、老朽化が進行している工業用水道施設を計画的に更新し、旧第二工業用水道施設の有効活用ができるように努めるとともに、新規ユーザーの開拓による需要拡大を図っていくことを要望する。